

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、以下の証券投資信託につきまして、次の通り投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

香川県応援ファンド

2. 投資信託約款の変更の理由

「香川県応援ファンド」（以下、「ファンド」といいます。）は2006年に設定し、香川県関連株マザーファンド、内外債券マザーファンド、Jリート・マザーファンドを通じて、わが国の株式、内外の債券、およびわが国の不動産投資信託証券への投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、近年、ファンドからの資金流出が続き、今後もファンドの純資産の増加は見込めないと考えています。

このような状況下、ファンドの効率的な運用と商品性の維持が困難となる可能性があるほか、将来的にファンドの特徴である寄附を行うことも困難となることが想定されます。

つきましては、無期限の信託期間を2027年3月10日までと有期限化する投資信託約款の変更を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

3. 投資信託約款の変更の内容

ファンドの信託期間を「無期限」から「2027年3月10日まで」に変更を行う予定です。

※投資信託約款の変更を行うことが可決された場合、ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象から外れます。

投資信託約款新旧対照表

下線部は変更部分を示します。

新	旧
(信託期間) 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から <u>2027年3月10日まで、または第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。</u>	(信託期間) 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。
(<u>信託期間の延長</u>) 第48条の3 <u>委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u>	<新設>

4. 投資信託約款変更適用日

2026 年 10 月 26 日（予定）

5. 諸手続きについて

この投資信託約款の変更に異議のある受益者の方は、2026 年 8 月 13 日から 2026 年 9 月 24 日までに、委託会社である当社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、2026 年 8 月 13 日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定通り 2026 年 10 月 26 日にファンドの投資信託約款の変更を行います。

この場合、異議申立てされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社が受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額）で、当社を通じて、2026 年 10 月 2 日から 2026 年 10 月 21 日までの間に、ファンドの受託会社に対し、当該受益権にかかる投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

2026 年 8 月 10 日

東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

2026 年 8 月 20 日正午から 2026 年 8 月 24 日午前 11 時 8 分まで

2. 公告中断内容

公告掲載期間において、当社ホームページ制作会社の作業の影響により、公告の中断が生じました。